

行田市立中央小学校閉校記念事業実行委員会会則（案）

第1章 総 則

第1条（名称及び事務局）

本会は「行田市立中央小学校閉校記念事業実行委員会」と称し、事務局を行田市立中央小学校内に置く。

第2条（組織）

本会は、中央小学校PTA会員及び中央小学校学区内地区民の代表、中央小学校学区内地区民有志で組織する。

第3条（目的）

本会は、令和4年3月31日をもって閉校する予定の行田市立中央小学校の閉校記念事業に関する業務を遂行することを目的とする。

第4条（内容）

本会の協賛する記念事業および行事の主たるものは次の通りとする。

- 1 閉校記念式典
- 2 閉校記念誌の発行
- 3 その他、本会で必要と認めた事項

第2章 役 員

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----|---------|-----|
| ・実行委員長 | 1名 | ・実行副委員長 | 2名 |
| ・事務局 | 若干名 | ・会計 | 2名 |
| ・監事 | 2名 | ・各専門部長 | 各1名 |

第6条（委員）

各部の委員は若干名とし、実行委員長が委嘱する。

第3章 役員の任務および任期

第7条（役員の任務）

役員の任務は、次の通りとする。

- 一 実行委員長は、本会を代表し会務を総括する。
- 二 実行副委員長は、実行委員長を補佐し、委員長に事故ある時はこれを代行する。
- 三 事務局は、文書収受、涉外、会の活動記録を整理する。
- 四 会計は、事務局に属し、会計業務を行う。
- 五 監事は、会計業務を監査する。
- 六 各専門部長は、専門部を代表し、専門部を主宰し、専門部会を招集する。

第8条（任期）

役員の任期は、中央小学校閉校記念事業の終了までとし、その日をもって本会は解散する。

第4章 各部会

第9条（部会）

本会に次の部をおき、それぞれの業務を次の通りとする。

一 総務部

本会の執行機関とし、事業全体の調整・推進、予算・決算、その他の重要な案件に
関すること。

二 記念事業部

記念式典等に関すること。

三 記念誌編纂部

記念誌の編集・発行等に関すること。

第5章 会議

第10条（会議の招集）

実行委員会は実行委員長、各部会は各部長が招集する。

第6章 会計

第11条（経費、会計）

- (1) 本会の事業に要する経費は、補助金、寄付金等をもって、これにあてる。
- (2) 本会事業の予算は、実行委員会での審議を経てこれを決定する。
- (3) 本会の会計は、令和2年9月1日に始まり、本会の目的がすべて遂行されるまでと
する。

第7章 会則改正

第12条（会則改正）

本会の会則は、実行委員会の審議をもって改正することができる。

附記

この会則は令和2年9月1日から施行する。

閉校記念事業実行委員会組織図

【市・小学校再編成準備委員会】



【市・学校運営部会】



【閉校記念事業実行委員会】



【総務部】

【記念事業部】

【記念誌編集部】

【主な業務内容】

- 全体企画・各部との調整
 - ・補助金関係
 - ・式典日程調整
 - ・市教委との連絡調整
 - ・来賓、招待者の選考
 - ・出席者名簿の作成
 - ・記念誌配布先の検討
- 中央小記念掲示関係
- 記念品選定
- 記念碑関係
- 感謝状作成
- その他

【主な業務内容】

- 閉校記念式典関係
 - ・企画運営
 - ・案内状の作成・発送
 - ・式典内容の検討
 - ・会場レイアウト企画
- その他

【主な業務内容】

- 記念誌に関すること
 - ・企画・編集
 - ・原稿依頼
 - ・掲載写真の収集
 - ・業者との交渉
 - ・袋詰め、発送等
- その他